

## 「笑顔の写真」募集要項

### 1 趣旨

本町は、昭和59年11月3日に滑川村から滑川町となり、本年度で町制施行40年を迎えることから、町民の方や本町に関わりのある方の「笑顔の写真」を町勢要覧や町広報紙などで紹介し、町制施行40周年を多数の笑顔で盛り上げます。

### 2 事業の内容

本人、家族、友人、同僚、大切な人など「笑顔の写真」を募集し、応募された写真を町制施行40周年記念の町勢要覧、町広報紙などに掲載する。

### 3 募集内容

本人、家族、友人、同僚、大切な人などの「笑顔の写真」

写真：「笑顔」を写した写真（JPEGまたはPNG/20MB以内/合成写真不可/複数人で写っている写真可）

※1人1枚まで

### 4 応募対象者

町内在住・在勤・在学、または滑川町に関わりのある方

### 5 募集期間

令和6年7月31日（水曜日）まで

### 6 写真の活用方法

(1) 滑川町町制施行40周年記念 滑川町勢要覧に掲載

(2) 町広報紙「広報なめがわ」に掲載

(3) 滑川町公式ホームページに掲載

(4) 滑川町公式LINEに掲載

(5) その他、町制施行40周年記念式典、記念事業や町内公共施設等で写真を展示させていただく場合があります。

※応募された多くの写真を使用いたします。

### 7 応募方法

応募写真は電子申請で提出して下さい。滑川町電子申請・届出サービスの「笑顔の写真」応募フォーム

[https://apply.e-tumo.jp/town-namegawa-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=71744](https://apply.e-tumo.jp/town-namegawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=71744)から必要事項を入力して応募してください。1回に送付する添付ファイルのデータの総容量は20MB以内とします。

### 8 掲載、展示の対象外とする写真

・町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受

ける業種であるもの、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの、政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの、社会問題等についての主義主張に関するもの、人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの、誇大、虚偽又は誤認等のおそれのあるもの、青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの、またそのおそれがあると町が判断するもの。

- ・募集対象外の写真や指定したデータ形式やサイズ以外のもの。
- ・その他、掲載が適切ではないと町長が判断したもの。

## 9 注意事項

応募者は、以下の内容に同意の上、応募してください。応募された場合は、募集要項に同意したものとみなし、未成年の応募については保護者の同意があったものとします。

- (1) 写真はカラーのものをご提出ください。
- (2) タテ・ヨコは問いません。
- (3) 顔の周りには撮影日を入れないでください。
- (4) 写真の容量は20MB以内としてください。
- (5) 応募者は、応募写真が第三者のいかなる権利（プライバシー、肖像権、知的財産権を含む。）も侵害するものではないことを保証し、万一、第三者から権利侵害・損害賠償請求等の訴訟・異議申し立てがあった場合は、町は一切責任を負わず、応募者がその責任と費用負担で全て処理解決することとします。また、それにより町に損害が発生した場合は、その損害を応募者が負うものとします。
- (6) 応募写真は、写真に写っている方全員の承諾、および未成年の場合は、保護者の承諾を得ているものとします。
- (7) 応募写真の一切の権利は町に帰属します。
- (8) 掲載日の連絡はいたしません。写真の活用によって代えさせていただきます。
- (9) 写真はサイズ変更・トリミングを行い掲載する場合があります。
- (10) 写真の返却はいたしません。
- (11) 応募者の個人情報、滑川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に基づき適切に管理し、作品の審査及び発表に限り使用します。
- (12) 本要綱に定めのない事項については、町の判断により決定します。

## 10 問合せ先

埼玉県滑川町役場  
総務政策課 秘書広報担当  
電話 0493-56-2211